地域再生計画

1 地域再生計画の名称

伝統文化を活用した観光コンテンツ造成のための施設整備計画

2 地域再生計画の作成主体の名称

犬山市

3 地域再生計画の区域

犬山市の全域

4 地域再生計画の目標

4-1 地方創生の実現における構造的な課題

大山の誇るからくり文化は、今や大山や尾張という一地域だけでなく、全国的にも、また遠く海外からも関心を集めていることに加え、2016年の大山祭のユネスコ無形文化遺産登録を受け、地元関係者の意識も世界へ向かって高まっている。一方で、からくりが我が国における極めて個性的かつ独創性あふれる素材である事実に比して、その伝統や多様性に対する認知度は未だ十分とは言えない。また、大山市が年間観光客数500万人を超える観光都市であり、からくりは大山祭とその舞台である城下町を特徴づける象徴的な要素であるにもかかわらず、大山祭やからくりに関する展示を実施してきた文化史料館の入館者数は伸び悩んでおり、観光資源の潜在力を活かしきれていない状況である。

※文化史料館過去10年間の平均年間入館者数 (141, 153人) は、同館から300m程の場所に位置する犬山城の同期間平均年間入場者数 (490, 568人) の1/3以下に留まっている。

これまでからくり文化や伝統芸能の継承という役割を、継承者らが外部との連携や情報発信によらずに一身に担ってきたことがその原因であると言え、更なる情報発信手法・外部活力の導入手法・誘客手法の開拓が現在の課題である。

こうした課題に対応するため、南館が、からくり文化の情報発信だけでなく官民

連携による施設運営の実践の場、地元業者等が開発した関連商品の販売等の場となり、地域の文化と経済に活力を与えるための要の場所となることを目指す。

4-2 地方創生として目指す将来像

【概要】

本市の人口は平成21年をピークに減少傾向に転じ、若年世代の流出、晩婚化、 晩産化の進展に伴い出生率も低下している。地域の経済も縮小傾向であり、こ の社会情勢に的確に対応し、活力ある市を維持する必要に迫られている。「観 光」を戦略的に展開し、からくり文化という地域資源を活かしながら多様な分 野が連携することにより、産業としての観光の裾野を広げ、その効果・活力を まちの魅力向上へ繋げることを目指す。

【数値目標】

IZ D. I.	事業開始前	2019年度増加分	2020年度増加分
KPI	(現時点)	1年目	2年目
施設を活用した売上金額(グッズ販売、特	1, 125	0	500
産品販売、イベントなど)(千円)	1, 123		300
拠点施設(文化史料館・どんでん館)を活			
用したイベント開催における施設集客	4, 439	0	3500
数(延べ人数)(人)			
施設をルートに入れた観光ツアー件数	12	0	12
(件)	12	U	12

2021年度増加分	2022年度増加分	2023年度増加分	KPI増加分
3年目	4年目	5年目	の累計
100	100	100	800
350	350	350	4, 550
8	8	8	36

5 地域再生を図るために行う事業

5-1 全体の概要

5-2 の③及び 5-3 のとおり。

5-2 第5章の特別の措置を適用して行う事業

- 地方創生拠点整備交付金(内閣府):【A3007(拠点整備)】
 - 事業主体
 2に同じ。

② 事業の名称

伝統文化を活用した観光コンテンツ造成のための施設整備計画

③ 事業の内容

からくり文化の発信拠点となる施設を整備し、観光振興の場・にぎわい創出の場として活用することにより、交流人口の増加を図るとともに施設を利用した体験型観光メニューの造成や、大山祭、からくりに関連した商品の開発・販売などにより市内の観光収入の増加を目指す。

事業効果を高めるための取組として、文化史料館本館からの動線に配慮したスロープの整備(効果促進事業)、北駐車場の改修(単独事業)、他の拠点施設における大山祭関連ミニライブラリースペースの整備(単独事業)を計画しており、大山城下町全体の活性化を図る予定である。

④ 事業が先導的であると認められる理由

【官民協働】

施設の運営にあたっては、資料提供や費用負担、からくりを操作する人材の提供を含め、犬山祭保存会を中心とした地元団体の関与の下、企画展やイベント等を実行し、からくり文化の魅力を伝える。さらに、市内のロボット機械を扱う企業との連携を図り、施設で実施するイベントにおいてからくりの技術を根底とした最先端技術の紹介を行うことで、客層の新規開

拓と重層化を図る。また観光協会やガイドボランティア団体との連携を強化し、ガイドツアーなど観光面における施設の有効な活用方法を検討する。

【政策間連携】

施設を整備することによって、市内への観光客数の増加が見込まれるため 市の目指す観光の産業化に寄与することができる。また、施設を物販やイベントの場として提供することにより、地元業者・団体が開発した特産品 等の紹介・販売を促進し、地域経済の活性化に寄与する。さらに、施設を 地元中学校・高等学校の生徒によるからくりの公開練習の場として活用す ることで、文化教育に資するとともに、将来市内に定住し文化の担い手と なる人材の育成を行うことができるほか、来館者の満足度向上も期待でき る。

【地域間連携】

「全国山・鉾・屋台保存連合会」「あいち山車まつり日本一協議会」等に加盟する地方公共団体・保護団体・技術者等との連携により、ユネスコ無形文化遺産に登録された「山・鉾・屋台行事」や関連する伝統芸能およびそれらを取り扱う施設に関する情報の相互発信を行い、海外を含む広い誘客を目指す。他市町村の類似施設との情報交換・情報共有を推進し、地域全体ひいては日本の祭り文化の活性化と観光力の強化を図る。

【自立性】

施設の整備や、それに伴ったイベントや体験型メニュー等のソフト事業を 実施することによって入館者数の増加を図り、かつ入館料の見直しを行う ことから、2025年を目途として、収入が年間1千万円を超えると見込んでい る。収入増を施設維持管理費へ反映させることにより、安定した施設運営 が可能となる。また施設を物販やイベントの場として提供するほか、施設 を利用した体験型観光メニューの造成を促すことにより、地元業者・関係 団体の増収を後押しし、補助団体の経済的自立を促す。施設を利用したイベントとしては、春の犬山祭と別の時期にからくりの実演を行うことや、 企画展に合わせた講演会などを想定している。

- ⑤ 事業の実施状況に関する客観的な指標(重要業績評価指標(KPI)) 4-2の【数値目標】に同じ。
- ⑥ 評価の方法、時期及び体制

【検証方法】

総合戦略策定に際して設置した「いいね!犬山総合戦略推進会議」の委員 (学識経験者、関係団体の職員、住民代表等)が多く参画している「犬山 市総合計画(市の最上位計画)審議会」委員が、KPIの達成状況をもとに、 PDCA サイクルに基づく効果検証を行う。

議会の検証については、前述の外部組織に議会を代表して議員が2名参加 しており、情報を共有することとする。

【外部組織の参画者】

犬山市総合計画審議会委員(愛知大学教授、大同大学教授、名古屋芸術大学 准教授、犬山市議会議員、犬山商工会議所副会頭、犬山市社会福祉協議会 会長、犬山市男女共同参画市民会議会長など幅広い世代と属性による参画 者で組織。)

【検証結果の公表の方法】

検証結果は、市公式ホームページにより公表を行う。

- ⑦ 交付対象事業に要する経費
 - ・ 法第5条第4項第1号イに関する事業【A3007】総事業費 132,617千円
- ⑧ 事業実施期間

地域再生計画の認定の日から2024年3月31日まで

⑨ その他必要な事項特になし

5-3 その他の事業

5-3-1 地域再生基本方針に基づく支援措置

該当なし

5-3-2 支援措置によらない独自の取組

(1) からくり文化の情報発信

ア 事業概要

(仮称)文化史料館南館において、からくり文化の魅力を発信するために、からくり人形及び関連資料の展示・解説、九代玉屋庄兵衛による製作現場の公開、からくり人形の実演及び操作体験、地元中学校・高等学校の生徒によるからくり練習の公開、現代のからくりやロボットテクノロジーへと続く技術の紹介、企画展・イベントの開催等を行う。

イ 事業実施主体

犬山市

ウ事業実施期間

2020年4月1日から~2024年3月31日まで

(2) 地元業者や市民団体等が開発した特産品・グッズ等の紹介・販売

ア 事業概要

地域経済を活性化するために、文化史料館(本館・南館)館内での受託販売、イベント開催時における文化史料館(本館・南館)敷地内での物販等を行う。併せて、事業化に関する事前の調査・研究も行う。

イ 事業実施主体

犬山市

ウ事業実施期間

2019年7月1日から~2024年3月31日まで

(3) 新たな観光客層の開拓

ア 事業概要

新たな観光客層を開拓するために、観光協会等との連携強化による観光ツアーの誘致、体験予約サイトを利用した民間主催のガイドツアーの誘致等を行う。併せて、事業化に関する事前の調査・研究も行う。

イ 事業実施主体

犬山市

ウ事業実施期間

2019年7月1日から~2024年3月31日まで

6 計画期間

地域再生計画の認定の日から2024年3月31日まで

7 目標の達成状況に係る評価に関する事項

- 7-1 目標の達成状況に係る評価の手法
 - 5-2の⑥の【検証方法】及び【外部有識者の参画】に同じ。

7-2 目標の達成状況に係る評価の時期及び評価を行う内容

4-2に掲げる目標について、7-1に掲げる評価の手法により行う。

7-3 目標の達成状況に係る評価の公表の手法

5-2の⑥の【検証結果の公表の方法】に同じ。